

議案第18号

大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例

大田原市外国人留学生奨学金支給条例（平成7年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市内」を「市内」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「、次の各号に」を「、次の各号のいずれにも」に改め、同条第2号中「及び第2学年」を「から第4学年」に改める。

第4条の見出し中「推せん」を「推薦」に改め、同条第2項中「認めた」を「認める」に、「推せん」を「推薦」に改める。

第5条中「推せん」を「推薦」に改める。

第6条を次のように改める。

（奨学金の支給額等）

第6条 奨学金の支給額は、次に掲げる額とする。ただし、各号に掲げる支給期間は、24箇月以内とする。

(1) 第1学年及び第2学年に在学する者 月額10,000円

(2) 第3学年及び第4学年に在学する者 月額5,000円

第7条第1項本文中「6か月」を「6箇月」に改め、同項ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第8条後段及び同条第4号中「認めた」を「認める」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。